

## 藤井寺市と大阪緑涼高等学校の連携協力に関する基本協定書

(目的)

第1条 この協定は、藤井寺市と大阪緑涼高等学校が、包括的な連携のもと、教育、子育て、福祉、まちづくり等の分野において協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 双方は、前条に定める目的を実現するために、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 双方の知的・人的資源の交流
- (2) 双方の協働による調査研究及び事業の実施
- (3) 双方の主催事業に対する相互の協力・支援
- (4) その他前条の目的を実現するために必要な事項

(連携期間)

第3条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の3ヶ月前までに、双方のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定める事項に関する細目については、別途協議して定めることとする。  
2 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めることとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、各々1通を所持する。

令和2年3月24日

藤井寺市

市長 岡田 一 樹

大阪緑涼高等学校

校長 星野 智子